

香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和7年5月14日（水）午前10時00分

場所 香川県庁北館3階 304会議室

議 題

- 1 第27回参議院議員通常選挙におけるキャッチコピーの選定について
- 2 香川県明るい選挙推進協議会声明について
- 3 その他

配付資料

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 資料1 | 香川県明るい選挙推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・ | 1 |
| 資料2 | 香川県明るい選挙推進協議会会則・・・・・・・・・・ | 2 |
| 資料3 | 第27回参議院議員通常選挙の概要・・・・・・・・・・ | 3 |
| 資料4 | 第27回参議院議員通常選挙におけるキャッチコピー（案）・・ | 12 |
| 資料5 | 香川県明るい選挙推進協議会声明（案）・・・・・・・・・・ | 18 |
| 資料6 | 香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法・・ | 19 |

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿（出欠一覧）

	出欠	氏 名	職 名 等
会長	出	すず き まさ ゆき 鈴 木 正 行	香川大学教育学部教授
副会長	出	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会会長
	出	い と う ゆう すけ 伊 藤 佑 将	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット マネジャー
	出	いの うえ さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	出	おか もと ゆき え 岡 本 幸 江	日本放送協会高松放送局長
	出	くさ なぎ 草 薙 めぐみ	認定 NPO 法人子育てネットくすくす理事長
	欠	くめ い ひろ ゆき 糸 井 弘 之	四国新聞社編集局長兼論説委員長
	出	さん がわ ほの か 寒 川 歩 夏	香川大学教育学部学生
	欠	たか ぎ み え こ 高 木 美恵子	観音寺市女性地域活動隊理事
	欠	てら だ しん や 寺 田 真 也	まんのう町明るい選挙推進協議会委員
	欠	なか むら ひろ たか 中 村 弘 孝	香川県警察本部刑事部長
	出	はら おか とし ゆき 原 岡 稔 之	前香川県公民館連絡協議会副会長
	欠	やま じ かず こ 山 地 和 子	東かがわ市明るい選挙推進協議会委員
	欠	わ け つよし 和 家 剛	西日本放送執行役員報道制作局長 兼香川報道制作部長
	出	わ だ とも き 和 田 友 樹	香川県教育委員会教育次長

任期：令和7（2025）年2月1日～令和9（2027）年1月31日

香川県明るい選挙推進協議会会則

(目 的)

第 1 条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 務 所)

第 2 条 協議会は、高松市番町四丁目 1 番 1 0 号香川県庁内に置く。

(事 業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組 織)

第 4 条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹 事)

第 7 条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第 8 条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補 則)

第 9 条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 3 6 年 1 2 月 2 0 日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和 4 9 年 5 月 9 日から施行する。

第27回参議院議員通常選挙の概要

香川県選挙管理委員会

1 選挙の期日（公選法第32条）

- (1) 任期満了の日前30日以内（第1項）
(2) (1)の期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合は、参議院閉会の日から24日以後30日以内（第2項）

参考 ア 任期（憲法第46条） 6年（3年ごとに議員の半数を改選）
イ 今回改選議員の任期満了日 令和7年（2025年）7月28日

2 選挙の期日の公示（公選法第32条）

選挙の期日は、少なくとも17日前に公示（第3項）

3 選挙区（公選法第12条、第14条）

- (1) 選挙区選出議員選挙 45選挙区（各都道府県（一部合区あり））
(2) 比例代表選出議員選挙 全都道府県の区域

4 議員の定数（公選法第4条、第12条、第14条、別表第三）

- | | | | | |
|----------------|------|---|----------|------|
| (1) 総定数 | 248人 | { | 選挙区選出議員 | 148人 |
| | | | 比例代表選出議員 | 100人 |
| (2) 今回改選される議員数 | 124人 | { | 選挙区選出議員 | 74人 |
| | | | 比例代表選出議員 | 50人 |

参考	香川県選出議員	ア 定数	2人
		イ 今回改選される議員数	1人

5 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

日本国民で年齢満30年以上のもの（ただし、欠格要件該当者を除く。）

6 名簿届出政党等の要件（公選法第86条の3）

次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体

- (1) 所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて5人以上有すること。
- (2) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙における得票総数が、有効投票数の総数の2/100以上であること。
- (3) 当該参議院議員の選挙において候補者（選挙区選出議員候補者及び名簿登載者）を10人以上有すること。

7 特定枠制度（公選法第86条の3、第95条の3、第130条、第141条、第142条、第142条の4、第143条、第161条、第164条の5、第168条、第175条）

比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等は、候補者とする者（名簿登載者）のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者（特定枠名簿登載者）として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。

- (1) 特定枠名簿登載者の有効投票
当該特定枠名簿登載者に係る名簿届出政党等の有効投票とみなす。
- (2) 特定枠名簿登載者の当選人となるべき順位
特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とする。
- (3) 特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の当選人となるべき順位
その得票数の最も多い者から順次に定める。
- (4) 特定枠名簿登載者の選挙運動
選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説はできない。電子メールを利用する方法による文書図画の頒布はできる。
- (5) 選挙公報（比例代表）の掲載文
特定枠名簿登載者については、参議院名簿届出政党等が、他の名簿登載者の氏名等と区分して、特定枠名簿登載者である旨を表示した上で、その氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載する等により、その紹介に努める。
- (6) 投票記載所の氏名等の掲示
特定枠名簿登載者の氏名は、他の名簿登載者の氏名と区分して、特定枠名簿登載者である旨を表示した上で、当該他の名簿登載者の次に、氏名及び当選人となるべき順位を掲示する。

8 立候補届出期間（公選法第86条の3、第86条の4）

選挙の期日の公示日の1日限り

ただし、選挙区選出議員選挙の補充立候補は選挙の期日前3日まで、比例代表選出議員選挙の名簿登載者の補充立候補の届出は選挙の期日前10日まで、それぞれ行うことができる。

9 供託の額（公選法第92条）

- (1) 選挙区選出議員選挙 300万円（候補者1人につき）
- (2) 比例代表選出議員選挙 600万円（名簿登載者1人につき）

10 選挙運動（主なもの）

(1) 選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（通常、17日間）

(2) 選挙事務所の数（公選法第130条、第131条）

ア 選挙区選出議員選挙 1箇所～5箇所（香川県は1箇所）

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等 都道府県ごとに1箇所
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。） 1箇所
- c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 設置できない

(3) 自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条）

ア 選挙区選出議員選挙

自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。

ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。

（供託物が没収されない場合、自動車の使用については、一定額の範囲内で国が経費を負担）

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等 使用できない。
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）
自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろい（当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者の場合、自動車の使用については一定額の範囲内で国が経費を負担）
- c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 使用できない。

(4) 文書図画の頒布（公選法第142条）

ア 選挙区選出議員選挙

通常葉書 4万枚以内（無料交付）

選挙運動用ビラ 13万枚以内（県選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。）

（通常葉書、選挙運動用ビラの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等 頒布することができない。
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）
 - 通常葉書 15万枚以内（無料交付）
 - 選挙運動用ビラ 25万枚以内（中央選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。）（通常葉書、選挙運動用ビラの作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者については、一定額の範囲内で国が経費を負担）
- c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 頒布することができない。

(5) パンフレット又は書籍の頒布（公選法第142条の2）

名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策等を記載したものとして総務大臣に届け出たもの2種類（うち1種類は要旨等を記載したもの）に限り、当該名簿届出政党等に限り選挙運動のために頒布することができるが、以下のような制限がある。

ア 次の方法によらなければ頒布できない。

- a 名簿届出政党等の選挙事務所内における頒布
- b 名簿届出政党等に所属する候補者・名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）の選挙事務所、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
特定枠名簿登載者は選挙事務所の設置、個人演説会及び街頭演説を行うことはできない。（公選法第130条、第161条、第164条の5）

イ 名簿届出政党等の代表者以外の候補者・名簿登載者の氏名及び写真等の氏名類推事項を記載することができない。

ウ その表紙には、頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（法人の場合は名称及び所在地）、名簿届出政党等の名称及び届出を行ったパンフレット・書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

(6) インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）

ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。

ア ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。

イ 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布

電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。

a 候補者・政党等に限って頒布することができる。（一般の有権者は引き続き禁止。なお、特定枠名簿登載者においては、名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなされ、頒布できる。）

b 送信先に一定の制限がある。

選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、

- ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
- ・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったもの

に対してのみ送信できる。

(7) 文書図画の掲示（公選法第143条、第144条の2、第164条の2）

ア 選挙区選出議員選挙

選挙事務所表示用及び自動車（船舶）取付用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

規格、枚数等に制限がある。

（選挙事務所及び自動車（船舶）の立札及び看板の類の作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）

個人演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

規格、枚数等に制限がある。

（個人演説会場外に掲示する立札及び看板の類の作成については、供託物が没収されない場合、一定の範囲内で国が経費を負担）

個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター

公営ポスター掲示場にのみ掲示できる。（規格等に制限がある。）

（ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）

参考 ポスター掲示場数 令和6年執行衆議院議員総選挙 2,755箇所

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等

選挙事務所表示用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

規格、枚数等に制限がある。

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

選挙事務所表示用及び自動車（船舶）取付用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

規格、枚数等に制限がある。

（選挙事務所及び自動車（船舶）の立札及び看板の類の作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者に

については、一定額の範囲内で国が経費を負担)

個人演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。

選挙運動用ポスター

7万枚(規格等に制限がある。)

(ポスターの作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者については、一定額の範囲内で国が経費を負担)

c 名簿登載者(特定枠名簿登載者)

文書図画の掲示はできない。

(8) 新聞広告(公選法第149条、公選法施行規則第19条)

ア 選挙区選出議員選挙 5回以内(無料)

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等

名簿登載者数により40回～88回以内(名簿届出政党等の得票総数が、有効投票数の1/100以上の場合に限り無料)

b 名簿登載者 なし

(9) 政見放送(公選法第150条)

ア 選挙区選出議員選挙

テレビ及びラジオを通じて8回

1人1回につき5分30秒以内(無料)

政党その他の政治団体(衆議院小選挙区選挙において持込みビデオ方式を選択できる候補者届出政党と同様の要件を満たし、かつ、確認団体・推薦団体であるもの)の所属候補者・推薦候補者に限り、持込みビデオ方式を選択できる(手話通訳又は字幕を付すことができる)。制作等について一定の範囲内で国が経費を負担する。

それ以外の候補者は、従来どおりスタジオ録画方式により政見放送を行うことが可能である(候補者自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付すことができる)。国が経費を負担する。

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等

名簿登載者数によりテレビ2回～8回、ラジオ1回～4回

1回につき17分以内(無料)

(手話通訳制度及び字幕制度がある。)

b 名簿登載者 なし

(10) 経歴放送(公選法第151条)(選挙区選出議員選挙のみ)

ア 選挙区選出議員選挙

NHKテレビにより1回及びNHKラジオによりおおむね5回並びにNHK及び基幹

放送事業者がテレビで政見放送をする直前に行う。

1人1回につき30秒以内（無料）

(11) 公営施設使用の個人演説会（公選法第161条、第163条、第164条）

ア 選挙区選出議員選挙

開催日前2日までに申出、同一施設ごとに1回を限り無料

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

開催日前2日までに申出 同一施設ごとに1回を限り無料

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） なし

(12) 街頭演説（公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7）

ア 選挙区選出議員選挙

県選管交付の標旗の掲出

選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内

午前8時から午後8時まで

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

中央選管交付の標旗（名簿登載者1人につき6本交付）の掲出

選挙運動に従事する者は演説を行う場所ごとに腕章を着用した15人以内

午前8時から午後8時まで

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者）

特定枠名簿登載者の選挙運動のための街頭演説は認められない

(13) 連呼行為（公選法第140条の2）

ア 選挙区選出議員選挙

演説会場、街頭演説、午前8時から午後8時までの間選挙運動用自動車又は船舶上

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

演説会場、街頭演説、午前8時から午後8時までの間選挙運動用自動車又は船舶上

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者）

個人演説会、街頭演説、選挙運動用自動車等の使用ができないため、これらに伴う連呼行為はできない

(14) 選挙公報（公選法第167条、第168条）

ア 選挙区選出議員選挙 公示日から2日間に県選管に申請

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 公示日から2日間に中央選管に申請

名簿登載者数により1/4～4/4ページ

特定枠名簿登載者については、他の名簿登載者の氏名等と区分して、
特定枠名簿登載者である旨の表示の上、紹介するよう努める。

b 名簿登載者 なし

11 法定選挙運動費用（公選法第179条の2、第194条、公選法施行令第127条）

ア 選挙区選出議員選挙

選挙運動に関する支出金額は、次の算式により求められた額以内

$$\frac{\text{公示日の選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 13 \text{ 円} + 2,370 \text{ 万円}$$

（人数割額）

参考 令和4年執行参議院香川県選出議員選挙 34,239,200円

イ 比例代表選出議員選挙 5,200万円（特定枠名簿登載者には適用されない）

12 法定得票数（公選法第95条）（選挙区選挙のみ）

次の算式により求められた得票数以上がないと当選人となることができない。

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 1/6$$

13 供託物の没収（公選法第93条、第94条）

ア 選挙区選出議員選挙

次の算式により求められた得票数に達しないと、供託物は没収される。

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 1/8$$

イ 比例代表選出議員選挙

当選人の数に2を乗じた数が名簿登載者数に達しない名簿届出政党等は、次の算式により求められた額の供託物を没収される。

$$\text{没収額} = \{\text{名簿登載者数} - (\text{当選人} \times 2)\} \times 600 \text{ 万円}$$

14 選挙運動及び政治活動の態様

(1) 参議院議員の選挙における選挙運動の態様（公選法第178条の3）

選挙区選出議員選挙に係る選挙運動が法において許される態様であれば、比例代表選出議員選挙に係る選挙運動にわたることも妨げないものとされている。

したがって、例えば、選挙区選出議員選挙の候補者が、自分の選挙運動に併せて、法の許容範囲内で、比例代表選出議員選挙の選挙運動をすることや、また、比例代表選出議員選挙の名簿登載者が、選挙区選出議員の候補者の選挙運動に、その運動員として参加し、その際に法の許容範囲内で比例代表選出議員の選挙運動をすることも可能である。

なお、比例代表選出議員選挙に係る選挙運動が選挙区選出議員選挙に係る選挙運動にわたることは許されない。

(2) 参議院議員の選挙における政治活動の態様（公選法第201条の6、第201条の11）

比例代表選出議員選挙においては、名簿届出政党等は、確認団体の政治活動として認められるポスター及びビラを、当該名簿届出政党等の選挙運動のために使用することができる。

ただし、当該選挙区（選挙区のないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名等は記載できない。

また、確認団体の政治活動として認められる政談演説会及び街頭政談演説会において、政策の普及宣伝のほか、当該名簿届出政党等の選挙運動のための演説もすることができる。

ただし、特定枠名簿登載者の選挙運動のための演説を行うことは認められない。

(3) 推薦団体制度（公選法第201条の2、第201条の4）

選挙区選出議員選挙においては、確認団体に所属しない候補者について一定の政治団体（推薦団体）が選挙運動のための推薦演説会を開催し、及びその開催に付随する文書図画を掲示することができる。

令和7年
参議院議員
通常選挙

キ ャ ッ チ コ ピ ー 大 募 集 !

明るい選挙と投票参加を呼びかけよう!

今夏に行われる予定の

第 27 回 参議院議員 通常選挙

のキャッチコピー（統一標語）を募集します。

締め切りは **令和7年5月9日(金)必着**

(郵送の場合は、当日消印有効)



応募資格

香川県に**在住**している方

応募方法

裏面の応募用紙に記入し、郵送（当日消印有効）、FAXまたはE-mailで応募してください。

応募上の注意

応募専用フォームはこちら



- ・一人何作品でも応募できますが、**自作で未発表のもの**に限ります。
- ・入選作品の著作権は、本募集事業の主催者に帰属します。
- ・応募いただいた皆さまの個人情報は、キャッチコピーの選考や結果発表、選挙啓発事業のみに使用します。

※入賞した場合、「あなたの考えた作品」及び受賞者の個人情報【住所（市町名のみ）、氏名（ふりがな）、年齢（受賞者決定時点）及び学校名・学年（児童・生徒・学生のみ）】を報道機関に提供します。

※応募があった時点で、上記の項目を報道機関に提供することに同意したものとします。（未成年の方は、保護者の了承を得てから応募してください。）

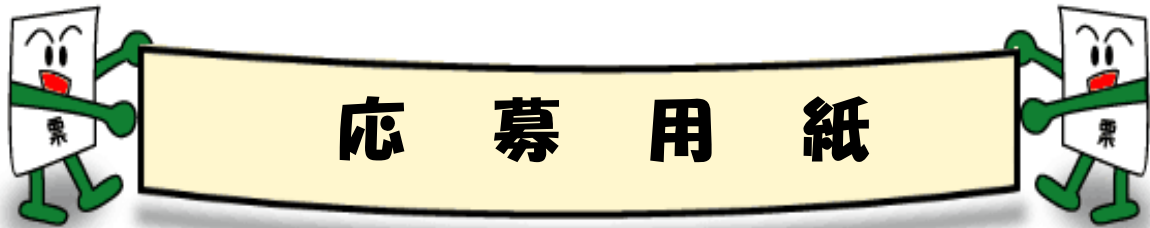
審査は、5月中に行い、その結果は、報道機関に発表するとともに、入選者に直接通知します!

最優秀作品(1点) 賞状及び図書カード(1万円相当)

優秀作品(数点) 賞状及び図書カード(3千円相当)

香川県選挙管理委員会・香川県明るい選挙推進協議会
イメージキャラクター いっぴょう君

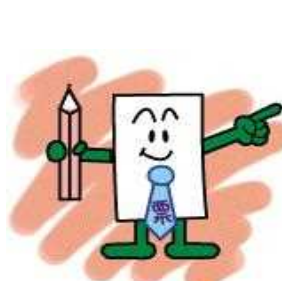
応募先 香川県選挙管理委員会事務局
郵送: 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
FAX: 087-831-4358
E-mail: senkyoi@pref.kagawa.lg.jp



①	あなたの考えた作品					
	作品の簡単な説明					
②	郵便番号	〒	—	住所		
	ふりがな氏名				生年月日	年 月 日
					電話番号	— —
	※児童・生徒・学生のみ	学校名			学 年	

※国政選挙ですので地域を限定するような表現は控えてください。

※この応募用紙を使用して応募していただくか、または、任意の用紙に上記の内容を記載して、郵送、FAX（０８７－８３１－４３５８）、E-mail で、送っていただいても応募できます。



応募先

香川県選挙管理委員会事務局

- ・ 郵 送 〒760-8570 高松市番町四丁目１番１０号
- ・ FAX ０８７－８３１－４３５８
- ・ E-mail senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

応募専用フォームはこちら⇒



（参考）過去の国政選挙のキャッチコピー（統一標語）

選 挙 名		標 語	
令和 ６年１０月２７日	衆議院	選挙に行こう 届けよう想い	
令和 ４年 ７月１０日	参議院	伝えよう 自分の考え 未来のため	
令和 ３年１０月３１日	衆議院	信じよう、あなたの一票、その力	
令和 元年 ７月２１日	参議院	新しい 時代を創る この一票	

※お問い合わせ先 香川県選挙管理委員会（TEL ０８７－８３２－３０８８）

応募集計結果(第27回参議院議員通常選挙キャッチコピー)

資料 4－2

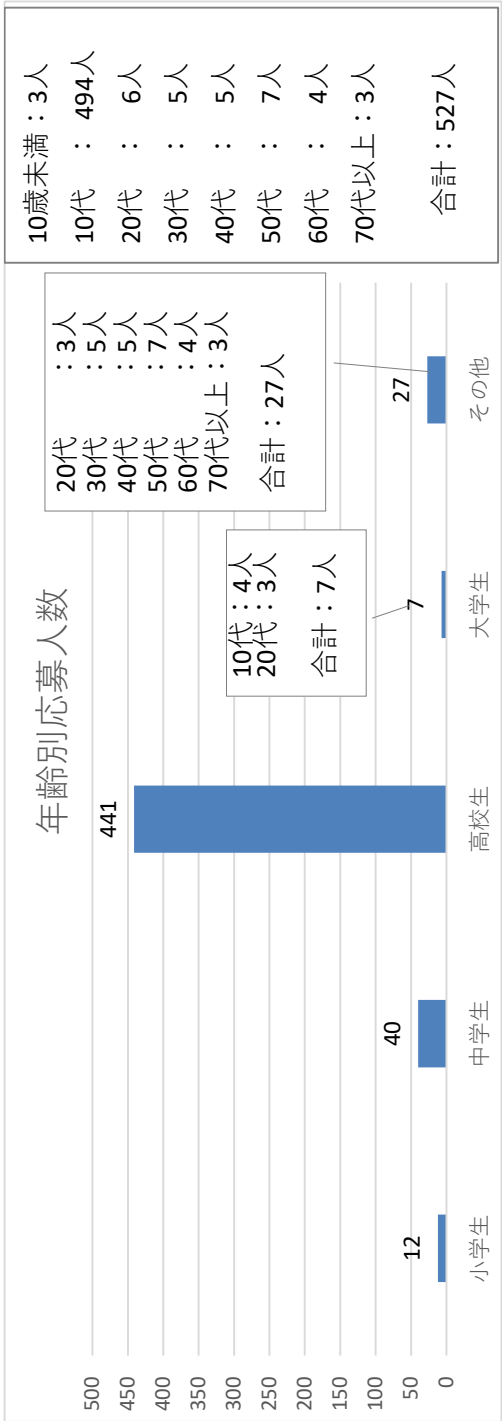
【単位:人】

年齢	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
合計	3	494	6	5	5	7	4	3	527

小学生	中学生	高校生	大学生	その他	合計
12	40	441	7	27	527

応募作品数	617 作品
応募人数	527 人

※ 高校生(441人)のうち、3年生は38人



選 挙 名		標 語
令和6年10月27日	衆院選	選挙に行こう 届けよう 思い
令和5年4月9日、23日	統一地	一票は 地方を動かす 原動力
令和4年8月28日	知 事	小さい県 あなたの1票 大きいけん
令和4年7月10日	参院選	伝えよう 自分の考え 未来のため
令和3年10月31日	衆院選	信じよう、あなたの一票、その力
令和元年7月21日	参院選	新しい 時代を創る この一票
平成31年4月7日、21日	統一	伝えなきゃ！ 自分の思いを 投票で
平成30年8月26日	知事選	待っとるけん！ あんたの一票 待っとるけん！
平成29年10月22日	衆院選	わたしの思い 形にしよう この一票
平成28年7月10日	参院選	まず一票 18からの 意思表示
平成27年4月12日、26日	統一	その一票 香川の未来を あなたが決める
平成26年12月14日	衆議院	その一票 日本の未来へ 架かる橋
平成26年8月31日	知 事	もうすんだ？ わたししゅくだい ママとうひょう
平成25年7月21日	参議院	投票は あなたが主役の 国づくり
平成24年12月16日	衆議院	いい国へ あなたの思い 伝える一票
平成24年4月10日、24日	統一	ふるさとの 思いをこめて この一票
平成22年8月29日	知 事	まず投票 あなたがつくる 香川県
平成22年7月11日	参議院	投票は 次の世代へ 続く道
平成21年8月30日	衆議院	投票は、未来をつくる 第一歩
平成19年7月29日	参議院	一票を 重ねて築く 夢未来
平成19年4月8日、22日	統一	まず投票 あなたが主役の郷土づくり
平成18年8月27日	知 事	あなたが決める あしたのかがわ
平成17年9月11日	衆議院	この一票 私にできる 国づくり
平成16年7月11日	参議院	行きまいよ 投票へ！ 行ったんな 投票に！
平成15年11月9日	衆議院	さあ行こう 未来を決める あなたの一票
平成15年4月13日	県議会	投票へ 行こう築こう 香川のあした
平成14年8月25日	知 事	県民の 願いをこめて この一票
平成13年7月29日	参議院	さあ投票 明るい未来を 築くため
平成12年6月25日	衆議院	一票で ひらくぞ つくるぞ 21世紀
平成11年4月11日	県議会	さあ投票 ひらく郷土の 新世紀
平成10年8月30日	知 事	投票で 築くみんなの 香川県
平成10年7月12日	参議院	投票は 一人ひとりの 大きな使命
平成8年10月20日	衆議院	いい国を つくるあなたの この一票
平成7年7月23日	参議院	国政を 築くあなたの この一票
平成7年4月9日	県議会	投票に 託す未来の わが郷土

平成6年8月28日	知 事	さあ投票 みんなの参加で 住みよい郷土
平成5年7月18日	衆議院	未来への 願いを託して この一票
平成4年7月26日	参議院	よい政治 わたしが築く この一票
平成3年4月7日	県議会	きれいな選挙で 住みよい郷土
平成2年8月26日	知 事	県民の 未来を託す この一票
選 挙 名		標 語
平成2年2月18日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
平成元年7月23日	参議院	さあ投票 きれいな選挙で 国づくり
昭和62年4月12日	県議会	よい人選んで のびゆく 郷土
昭和61年8月31日	知 事	みんなで投票 築こう香川
昭和61年7月6日	衆参ダブル	大事な一票 あなたが主役
昭和58年12月18日	衆議院	この一票 私の声です 心です
昭和58年6月26日	参議院	この一票 あなたが築く よい政治
昭和58年4月10日	県議会	明るい選挙 みんなで投票
昭和57年8月29日	知 事	この一票 明るい選挙 よい政治
昭和55年6月22日	衆参ダブル	きれいな選挙 みんなで投票
昭和54年10月7日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
昭和54年4月8日	県議会	みんなの力で 明るい選挙
昭和53年8月27日	知 事	いかそう あなたの一票を

声 明

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、民主政治のさらなる発展のためには、すべての有権者が積極的に投票に参加し、明るくきれいな選挙が行われることが必要不可欠です。

選挙を明るくきれいにするためには、選挙事務に従事する者が誠実に事務を行うことはもちろん、候補者、政党・政治団体及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、若い世代や子育て世代の方々を含め有権者一人ひとりが、主権者としての自覚に基づき政治意識を高めることが重要です。

私たちは、ここに、第 27 回参議院議員通常選挙が執行されるに当たり、明るくきれいな選挙の実現を目指して、次のことを強く呼びかけます。

一 選挙は、有権者が政治に参加する最も重要かつ基本的な手段です。

有権者の皆さんは、国政における参議院の果たす役割について認識を深め、選挙公報やインターネットなどを通じて発信される情報等を通じて、候補者や政党等の政策や主張を十分見極めて、進んで投票に参加しましょう。また、投票日当日に都合がつかない方は、期日前投票を活用しましょう。

一 若い世代や子育て世代の方々をはじめとした有権者一人ひとりが、選挙は自分たちや自分の子どもたちの将来に深くかかわるということを十分理解し、進んで投票に参加して、これからの国政を託するにふさわしい候補者や政党等を選びましょう。

一 候補者、政党・政治団体及び選挙運動に携わる皆さんは、選挙の正しいルールを厳守し、自らの政策や主張を十分に訴え、明るくきれいな選挙をしましょう。

有権者の皆さんも、選挙違反をしない、させないという毅然とした態度で臨むとともに、自らの意思で大切な一票を行使しましょう。

令和 7 年 5 月 14 日

香川県明るい選挙推進協議会

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1．公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2．公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。